第11節 屋外消火栓設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準(第1)の例による。

第2 水源

水源は、令第19条第3項第3号の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準(第3)の例による。

第3 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第19条第3項第4号及び規則第22条第3号、第5号、第9号、第10号及び第12号の規定並びに規則第12条第1項第2号の規定の例によるほか、次による。

1 設置場所

屋内消火栓設備の基準(第4.1)を準用する。

- 2 加圧送水装置及び付属装置
- (1) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

ア ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程の算定は、次によること。

- (ア) 配管の単位摩擦損失水頭は、配管の摩擦損失計算の基準(平成20年消防庁告示 第 32号) によること。
 - (イ) 摩擦損失計算は、屋外消火栓1個あたり350リットル毎分の水量が流れるもの として行うことができる。
 - (ウ) ホースの単位摩擦損失水頭は、使用するホースの呼称に応じ、次の表による こと。

平ホースの呼称	50	65
流量350 ℓ/minにおける ホースの摩擦損失水頭 (m/100m)	15	5

イポンプの設置

屋内消火栓設備の基準(第4.2.(3).ウ)を準用する。

ウ 付属装置

屋内消火栓設備の基準(第4.2.(3).エ)を準用する。

エ 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準(第4.2.(3).オ)を準用する。

- (2) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準(第4.2.(4)ア. イ.及びウ)を準用するほか、(1).ア及びイの例によること。
- (3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準 (第4.2.(5)ア及びイ) を 準用するほか、(1).ア及びイの例によること。

3 圧力調整措置

屋内消火栓設備の基準(第4.3)を準用し、屋外消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.6メガパスカルを超えないための措置を講じるものとする。

4 制御盤

屋内消火栓設備の基準(第4.4)を準用する。

5 起動装置

屋内消火栓設備の基準(第4.5)を準用する。

6 起動表示

屋内消火栓設備の基準(第4.6)を準用する。

7 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準(第4.7)を準用する。

第4 配管

配管は、規則第22条第8号及び第12号の規定によるほか、次による。

1 充水措置

配管には、屋内消火栓設備の基準(第5.1)に準じて充水のための措置を講じるものとする。ただし、加圧送水装置から最遠のホース接続口までの配管長さが50メートル以下で、かつ、当該配管径が管の呼びで65ミリメートルのものにあってはこの限りでない。

2 配管の接続

屋内消火栓設備の基準(第5.2)を準用する。

3 管径

配管の管径は、屋内消火栓設備の基準(第5.3.(2))を準用するほか、主配管の管径はその受け持つ流水量に応じ、次による。

その管の受け持つ流水量 (ℓ /min)	管の呼び (mm)
350以上	65以上
700 "	100 "

4 配管の耐震措置

屋内消火栓設備の基準(第5.4)を準用する。

5 配管の凍結防止措置

屋内消火栓設備の基準(第5.5)を準用する。

6 配管の腐食防止措置 屋内消火栓設備の基準(第5.6)を準用する。

7 配管の兼用 屋内消火栓設備の基準(第5.7)を準用する。

8 合成樹脂製の管及び管継手の設置 屋内消火栓設備の基準(第5.8)を準用する。

9 金属製の管継手及びバルブ類の設置 屋内消火栓設備の基準(第5.9)を準用する。

10 バルブ類の表示

屋内消火栓設備の基準(第5.10)を準用する。

第5 屋外消火栓箱

屋外消火栓箱は、令第19条第3項第5号並びに規則第22条第2号及び第4号イの規定によるほか、屋外消火栓を格納しないものにあっては、当該屋外消火栓と同一壁面に面し、かつ、当該屋外消火栓から歩行距離5メートル以内の位置に設けるものとする。

第6 屋外消火栓(ホース接続口)

屋外消火栓は、令第19条第3項第1号、第2号及び第5号並びに規則第22条第1号及び第4号ロの規定によるほか、次による。

1 設置場所

- (1) ホース接続口は、建築物の外壁の各部分から1のホース接続口までの水平距離が4 0メートル以下で、かつ、当該水平距離40メートルの範囲内の各部分からの歩行距離 がホース長さ以下となるように設けること。ただし、歩行距離について、ホース長 さを超える部分が7メートル以下で、かつ、ホース長さを超える部分を有効に放水 できる場合はこの限りでない。
- (2) 出入口の付近等有効に消火活動が行える場所に設けること。

2 構造

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成13年消防庁告示第36号)に適合する消火 栓開閉弁のうち、差込式結合金具に適合するホース接続口の呼称50又は65のものとする。 なお、安全センターの評定を受けたものについては、当該基準に適合するものとして 取り扱って差し支えないこと。

第7 ホース及び筒先

1 ホース

(1) 設置数

ホースは、長さ20メートルのものを、各消火栓箱ごとに2本以上で、かつ、それぞれの屋外消火栓の有効範囲内の火災を有効に消火できる本数を格納しておくこと。

(2) 構造

ホースは、差込式結合金具を装着した呼称50又は65のものとすること。

2 筒先

(1) ノズル

ノズルは、消防用接続器具の基準に適合するもののうち、放水口の呼称口径が19ミリメートル以上のものとすること。なお、認定評価を受けたものについては、消防用接続器具の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

(2) 管そう

管そうは、消防用接続器具の基準に適合するものとすること。なお、認定評価を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

第8 設置単位

屋外消火栓設備は、原則として棟(令第19条第2項の規定により1の建築物とみなされるものをいう。以下この節において同じ。)ごとに設置するものとする。ただし、次に適合する場合は、同一敷地内にあるものに限り水源、加圧送水装置及び電源を兼用することができる。

- 1 水源の水量、加圧送水装置の吐出量及び電源の容量は、兼用する棟のうち最大となるものの数値であること。
- 2 主配管から各棟へ分岐する箇所には、それぞれの棟ごとに止水弁が設けられていること。
- 3 維持管理が一体のものとして行えること。

第9 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第10 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第11 特例基準

屋外消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいず

れかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 屋内消火栓設備の基準 (第12.1.(1) から (5) まで及び第12.6) に適合するもの
- 2 仮設建築物のうち、屋内消火栓設備の基準(第12.2.(1)から(4)まで)に適合するもの。